

## 「函南町軽井沢地区における大規模太陽光発電施設の設置」に関する 林地開発行為の許可取り消しを求める意見書

函南町軽井沢地区に計画されている大規模太陽光発電施設は、その地勢や規模から防災、環境保全、景観保全の観点から町民の安心・安全に多大な影響があると考えます。

本件は、平成31年3月13日に開催されました静岡県森林審議会において審議され、町は、令和元年5月30日付けで当該土地利用事前協議は不同意とし、事業者へ通知しております。その後、令和元年7月8日付けで林地開発行為の許可がなされ、以降、多くの町民が関心を持つようになりました。

令和元年7月29日には、当該事業の放流先である柿沢川の下流域で、たびたびの浸水被害に見まわれる地区で組織し、毎年のように国や県、町への要望活動を行っている柿沢川治水組合から、洪水被害に対する不安と懸念から建設計画について不同意の決議を求める請願書が詠会に提出され、また、令和元年7月31日には、地元である軽井沢区から計画反対の決議を求める請願書が議会に提出され、8月1日に軽井沢区が正式に反対の表明をしました。

これらの状況を踏まえ、令和元年10月4日に函南町議会は、軽井沢地区におけるメガソーラー建設計画に反対する決議を可決し、10月10日には識長が町長とともに反対決議書を副知事に手渡ししております。

さらに、9月から函南町区長会は、地元である軽井沢区の反対の意向に賛同する署名活動を行い、4,462世帯分の署名を集め、令和元年11月13日には町長が副知事に署名をお届けしております。

このように、町民、町議会、町が一丸となってこの計画に反対しているものです。

このような状況の中、令和元年10月12日、函南町は台風第19号による大きな被害を受け、特に当該事業の放流先である柿沢川の下流域の畑毛区、塚本区、肥田区、新田区、間宮区、日守区や伊豆の国市内の奈古谷区、長崎区などでも床上浸水等の被害が発生し、災害救助法の適用を受けました。函南町内の被害の概要といたしましては、床上浸水360戸、土砂崩れ59箇所、また、県企業局の駿豆水道の送水管の破断により大規模な断水も発生いたしました。

林地開発行為がまだ行われていないにもかかわらず、このような大きな被害が発生しており、今後、山間部において約32ヘクタールの森林が伐採され、開発されますと、より大きな被害が思慮され防災の観点から非常に危惧されるとともに、林地開発行為許可時と台風第19号による被災後では、住民感情等の状況も変化し、建設反対の声が非常に大きなものとなっております。

事業者は、林地開発行為の許可に 15 の条件を付されておりますが、許可日である令和元年 7 月 8 日以降、許可条件である「事業計画や事業の進捗に応じた説明会を開催するなど、周辺や下流域の住民等の理解が得られるよう努めること。」について一度も説明会を開催しておらず、町民から町に対して厳しく指導するよう求められております。これは、林地開発の許可条件を遵守していないことのみならず、国のガイドラインである事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）の努力義務を怠っているものと考えます。

また、当該地は富士箱根伊豆国立公園に近接し、ユネスコの世界ジオパークに認定されました伊豆半島ジオパークのジオポイントにも指定されています。同じく、ジオポイントとして計画地の南側には丹那断層公園、北側には火雷神社もあり、そして、静岡県の富士見二百景にも掲載されている眺望地点でもあることから、日本屈指の景勝地ともいえる地域です。このように災害の恐れだけではなく景観保全の観点からも周辺の景観環境を著しく悪化させるおそれがあることから、許可を再考していただきたいと考えるものであります。

これらの状況から鑑みて、この事業は森林法上の 4 項目（災害のおそれ、水害のおそれ、水の確保、環境への影響）の不許可事由に該当するものと考え、静岡県におかれましては函南町軽井沢地区における大規模太陽光発電施設の設置に係る林地開発行為の許可を取り消しされるよう強く要望します。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

## 記

1 「函南町軽井沢地区における大規模太陽光発電施設の設置」に関する林地開発行為の許可を取り消しされることを求めます。

令和 2 年 3 月 13 日

静岡県知事川勝平太様

静岡県函南町議会